

神奈川県行政書士会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長

(公 印 省 略)

**産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業許可申請に係る提出書類の見直し等
について（通知）**

本県の廃棄物行政の推進につきまして、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（積替え・保管なし）については、令和 5 年 9 月 1 日付け資循第 3126 号当職通知により、許可申請に係る提出書類の見直しを行ったところです。

今般、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（積替え・保管あり）及び産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可申請に係る提出書類も含めて、改めて次のとおり提出書類等の見直しを行うこととしました。なお、本通知については、令和 5 年 11 月 27 日から運用を始めるとともに、同日をもって令和 5 年 9 月 1 日付け資循第 3126 号資源循環推進課長通知は廃止します。

つきましては、このことについて貴会会員に対し周知くださいますようお願いいたします。

1 積替施設又は保管施設の概要（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）様式第六号の二（以下「事業計画書」という。）・第 3 面）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（積替え・保管なしに限る。）の許可申請では、同規則様式第六号、第十号、第十二号及び第十六号（許可申請書）・第 1 面にて「積替・保管 なし」との意思表示がなされており、申請者は積替施設又は保管施設を有していないことが自明であるため、提出を省略する。

2 収集運搬車両・船舶の写真（事業計画書・第 6 面）（更新・変更許可申請に限る。）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の更新・変更許可申請においては、収集運搬車両・船舶については以前の許可申請又は変更届で写真を確認済であるため、車検証・船舶検査証等の写しと合わせて適切な車両・船舶を保有していると認定でき、提出を省略する。

3 運搬容器の写真（事業計画書・第 7 面）（更新許可申請で、前回申請時と同じ種類の容器に限る。）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の更新許可申請においては、前回申請時と同じ種類の収集運搬容器については以前の許可申請で写真を確認済であるため、適切な容器を保有していると認定でき、提出を省略する。

なお、変更許可申請においては、従来どおり前回申請時と同じ種類の容器の写真は提出不要である。

4 事務所の案内図及び付近の見取り図における申請地までの案内図

事務所は、直接産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の事業の用に供する施設には該当せず、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の許可申請においては、提出を不要とする。

5 車庫の案内図及び使用権原を証する書類

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可申請において、車庫は、車両に不可欠な定置場所ではあるが、直接収集運搬業の事業の用に供する施設には該当しない。また、車検証の提出により車両が定置場所を有していることが確認できるため、提出を不要とする。

6 船舶国籍証書の写し及び小型船舶登録事項証明書の写し

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可申請において、船舶、小型船舶の概要及び使用権原は、船舶検査証及び傭船契約書等で確認できるため、提出を省略する。

7 船舶の航路図

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可申請において、環境保全措置については事業計画書・第5面で確認ができ、航路そのものについては法令上の位置づけがないことから、提出を不要とする。

8 政令使用人の氏名が表示された組織図

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の許可申請において、従前から提出されている「政令使用人であることを証する書類」で政令使用人の権限は確認できるため、提出を省略する。

9 許可証受領証（郵送による許可証交付に限る。）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業の許可申請において、郵送による許可証交付の場合、配達状況を追跡できる書留又はレターパックプラスにより送付することとしており、許可証到達の確実性は一定程度担保されることから、受領を確認するための受領証は廃止する。

なお、窓口での許可証交付の場合、受領者を明確にするため、受領証による確認を継続する。

問合せ先

許認可グループ 溝呂木

電話 (045)210-4157

指導グループ 白石

電話 (045)210-4159